

日田市水道条例施行規則及び日田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の施行に伴い、所要の改正を行う必要があること。

2. 内容

(1) 簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等に係る規定の改正

簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等について、管理基準に基づく管理が行われているかを検査する者を定める規定の一部を以下のとおり改めること。

（改正前）「厚生労働大臣の登録を受けた者」

（改正後）「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者」

(2) 水道技術管理者の資格に係る規定の改正

水道技術管理者の資格に係る規定について、その資格を有する者を定める規定の一部を以下のとおり改めること。

（改正前）「厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者」

（改正後）「国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者」

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由 法令の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うもの。